

陳情第 8 8 号	受理年月日	令和 8 年 2 月 1 9 日
付託委員会	保健福祉子ども委員会	
件名	市内での電子たばこ販売や吸引を禁止させることを求める陳情について	
要旨	<p>嫌煙権を認める東京地裁の判決が下されたのは、昭和62年3月27日で、39年前のことである。陳情人は慎煙を願う会（慎んでたばこを吸っていただくことを求める会）を運営していた。</p> <p>令和8年1月6日のNHKテレビで、電子たばこについて放送された。これによると、電子たばこに使用されるリキッドの中に、違法や脱法のドラッグや大麻から抽出された違法物質が含まれた電子たばこが販売されていると言っていた。アメリカでは既に脱法リキッドが見つかったと言う。</p> <p>これらの電子たばこは、既にインターネットで容易に入手できるので、高校生や中学生などもたやすく購入でき、多数の学生らが集団で吸引している例もあると言う。また沖縄県では、蛇行運転の車が停車し、追っていた警察が、停車した車の中で意識不明の人を発見し、車中には電子たばこがあったとの報道もあった。電子たばこは、人体に良くない物質が含まれている物があるので、非常に危険であるとともに、薬物検査に時間がかかることから、検挙には著しく手間暇がかかるというようなことも言っていた。</p> <p>巻きたばこや電子たばこの吸引は、個人の嗜好と考えがちだが、吸引による胃がん・肺がん・喉頭がん等々の高額な手術費や医療費・薬剤費等々税金の浪費に関わる問題である。</p> <p>については、市内での、電子たばこの販売や吸引等の禁止をお願いしたく、下記のとおり陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市職員及び特別職の人々を含め全員の電子たばこの吸引者を把握し、危険な薬物等の吸引の有無を調査・公開し吸引禁止をお願いしたい。</li> <li>2 市の外郭団体の職員や国県市のPFI関係の事業者の職員らについても、全員の電子たばこの吸引者を把握し、危険な薬物等の吸引の有無</li> </ol>	

(続 く)

を調査・公開し吸引禁止をお願いしたい。

3 北九州市立大学の学生、市立高校生、市立中学生や小学生等々についても、全員の電子たばこの吸引者を把握し、危険な薬物等の吸引の有無を調査・公開し吸引禁止をお願いしたい。

4 その他北九州市が及ぶ範囲の学校や生徒等についても、この趣旨を伝えて協力を求めた上で、全員の電子たばこの吸引者を把握し、危険な薬物等の吸引の有無を調査・公開し吸引禁止をお願いしたい。

5 その他北九州市が及ぶ範囲の社会福祉団体や町内会等々の団体等についても、この趣旨を伝えて協力を求めた上で、全員の電子たばこの吸引者を把握し、危険な薬物等の吸引の有無を調査・公開し吸引禁止をお願いしたい。